

令和5年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化及び国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和5年度の取組】

- 検察庁に告発した件数は8件、脱税総額（告発分）は8億2,300万円
悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、8件を検察庁に告発しました。
告発した査察事案に係る脱税総額は8億2,300万円、1件当たりの脱税額は103百万円であり、告発率は50.0%でした。
- 無申告事案、消費税事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発
無申告事案では、騙し取った現金を申告せずに脱税した事案及び弁護士が実質的な経営者を務める不動産賃貸業を営む法人が、商業施設の賃貸収入等の所得を申告せずに脱税した事案を告発しました。
また、消費税事案では、消費税の仕入税額控除制度を悪用した不正受還付事案などに積極的に取り組み、告発しました。
その他、自社で開発した医薬品等の製造販売業を営む法人が、架空の仕入等を計上していた事案など、社会的波及効果が高い事案を告発しました。

【令和5年度中の判決状況】

- 一審判決10件全てに有罪判決が言い渡され、1人に対して実刑判決
令和5年度中の一審判決10件全てに有罪判決が言い渡され、1人に実刑判決が出されました。

2 重点事案への取組

令和5年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、無申告事案、消費税事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和5年度は、不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告ほ脱事案2件を告発しました。

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	内6件 9	内2件 2	内1件 3	内1件 1	内2件 2

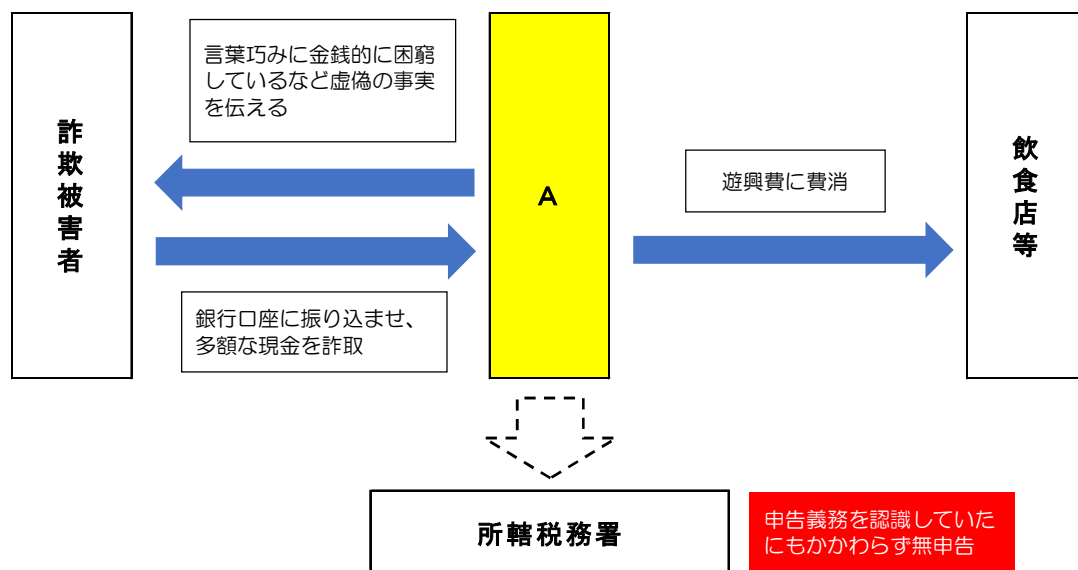
(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

トピック1 詐欺行為による所得に係る単純無申告ほ脱事案を告発

詐欺被害者に虚偽の事実を伝えて金銭を騙し取る詐欺行為により、多額な所得があったにもかかわらず無申告であった事案を告発しました。

【事例】

Aは、金銭的に困窮しているなど言葉巧みに虚偽の事実を伝えて、現金を騙し取り、多額な収入を得ていましたが、所得税の申告義務を認識していたにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れていました。脱税で得た不正資金は、すべて飲食店等での個人的な遊興費に費消していました。

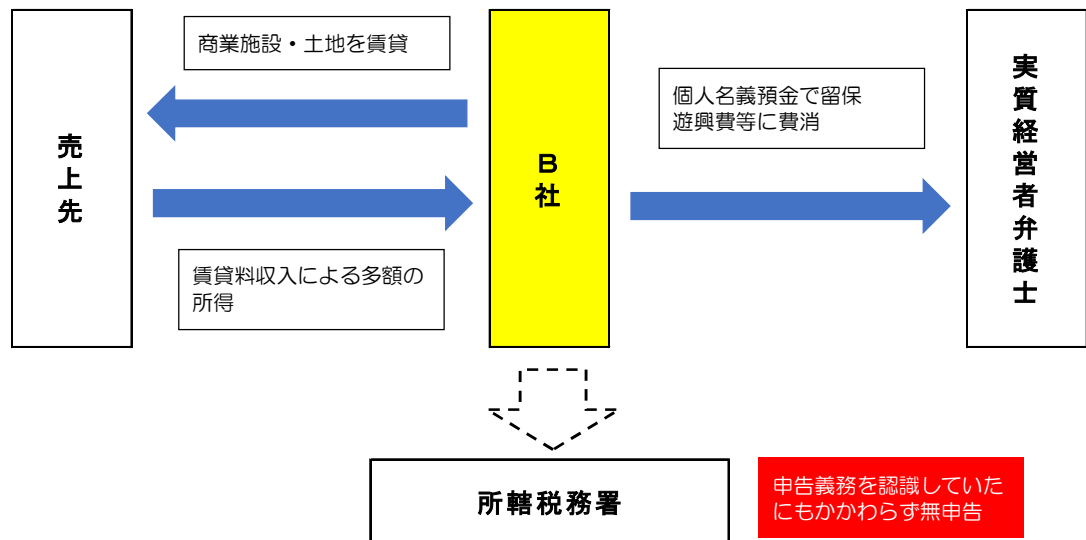


トピック2 不動産賃貸業者の単純無申告ほ脱事案を告発

不動産賃貸業を営む法人が、多額な法人所得があつたにもかかわらず無申告であつた事案を告発しました。

【事例】

B社は、商業施設及び土地の賃貸業を営んでおり、当該賃貸業に係る多額の所得がありました。B社の実質経営者は、法人税の申告義務を認識していたにもかかわらず、確定申告をせず法人税を免れていました。脱税で得た不正資金は、実質経営者が個人名義預金で留保するほか、遊興費等に費消していました。



(2) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和5年度は2件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度等を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和5年度は1件を告発しました。

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	件 7	件 2	件 —	件 4	件 2

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	件 —	件 1	件 —	件 2	件 1
不正受還付額	百万円 —	百万円 2 2 6	百万円 —	百万円 2 2	百万円 4

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

(3) 社会的波及効果の高い事案

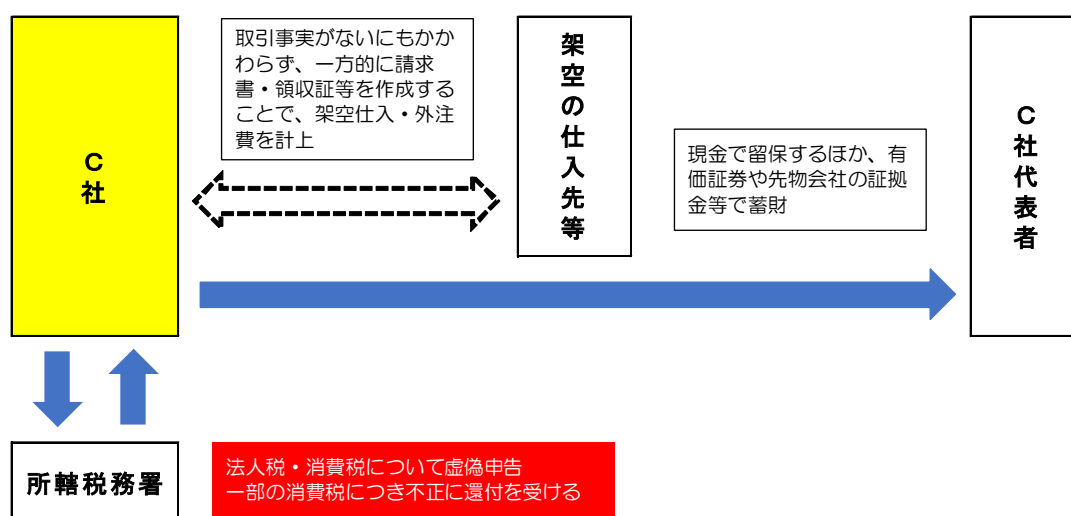
時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

トピック3 医薬品等の製造販売業者の法人税及び消費税ほ脱事案を告発

医薬品等の製造販売業を営む法人が、架空の仕入等を計上する方法により、所得を秘匿した法人税ほ脱事案を告発しました。また、消費税についても、架空の課税仕入れを計上することで消費税を免れ、還付を不正に受けたとして告発しました。

【事例】

C社は、自社の作業場において、自然由来の化粧品原料の抽出方法等を開発するなど、医薬品・化粧品等の製造販売業を営んでおり、C社の代表者は、取引事実がないにもかかわらず、一方的に請求書・領収証等を作成することで、架空仕入・外注費を計上し、所得を過少に申告していました。脱税で得た不正資金は、代表者が現金で留保するほか、有価証券や先物会社の証拠金等で蓄財していました。また、消費税についても、同様の方法で架空の課税仕入れを計上し、消費税を免れ、不正に還付を受けていました。



3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金は、現金や預貯金として留保されていたほか、脱税者が多額な費消をしていた事例もみられました。

その用途としては、

- 有価証券等への投資
- 工場の機械設備の購入
- 太陽光発電設備の取得
- 飲食等の遊興費

などがありました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 階段下収納
- 銀行の貸金庫

に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和5年度中の一審判決は10件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち1人に実刑判決が出されました。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目 \ 年度	令和 元	2	3	4	5
着 手 件 数	18 件	12 件	13 件	15 件	18 件
処 理 件 数 (A)	21	16	10	16	16
告 発 件 数 (B)	17	9	6	7	8
告 発 率 (B/A)	81.0 %	56.3 %	60.0 %	43.8 %	50.0 %

(2) 脱税額の状況

項目 \ 年度	令和 元	2	3	4	5
脱 税 額	百万円 1,162	百万円 1,165	百万円 3,210	百万円 1,531	百万円 1,156
同 上 1 件 当 た り	55	73	321	96	72
告 発 分	964	720	327	481	823
同 上 1 件 当 た り	57	80	55	69	103

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分 \ 年度	令和 元	2	3	4	5
所 得 税	4 件	— 件	2 件	1 件	1 件
法 人 税	6	7	4	2	5
相 続 税	—	—	—	—	—
消 費 税	内— 7	内 1 2	内— —	内 2 4	内 1 2
源 泉 所 得 税	—	—	—	—	—
合 計	17	9	6	7	8

(注) 消費税の内書は消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	令和	2	3	4	5
		元				
所 得 税		百万円 258	百万円 —	百万円 160	百万円 72	百万円 69
法 人 税		365	376	167	245	578
相 続 税		—	—	—	—	—
消 費 税		341	344	—	164	176
源泉所得税		—	—	—	—	—
合 計		964	720	327	481	823

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和 3		4		5	
業 種	者数	業 種	者数	業 種	者数
織 維 製 品 卸	2	人 材 派 遣	2	医 薬 品 等 製 造	2
その他（雑所得除外）	2	不 動 産 業	2	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人 数	③	④	⑤
	判 決 件 数	有 罪 件 数			1 件当たり 犯 則 税 額	1 人当たり 懲 役 月 数	1 人(社)当 たり罰金額
令和 3	内 1 17	内 1 17	% 100.0	内 1 1	百万円 42	月 12.8	百万円 13
4	内— 3	内— 3	100.0	内— 1	36	14.0	11
5	内 1 10	内 1 10	100.0	内 1 1	34	14.6	9

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。